

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 30 日

郡上市長　日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西和良（美山・洲河・入間）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 12 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 4

法人	2 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の課題

- (1) 地区の約 40 % の農家が 70 才以上で高齢であり、農業後継者がいない農家は 74 % 、10 年後の農業経営について 84 % の農家が規模縮小、農業をやめる、不明と考えており、今後地区内で増加することが予想される遊休農地について、地区の問題として担い手、地区農家一体となって協議を図る必要がある。
- (2) 地区の中心経営体である担い手が効率的に経営できるよう担い手間で協議を図る必要がある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- (1) 西和良地区の水田利用は、家族経営を中心とした個人経営体が継続して維持管理する。今後、遊休化する農地は、地権者との事前協議により中心経営体である認定農業者、農業を営む一般法人に集積・集約化する。
- (2) 地区の中心経営体である担い手同士の話し合いにより、地区内の耕作放棄地の解消や相互の課題解決や経営安定化に向けた協議を図る。
- (3) 今回の人・農地プラン策定を通じて現状の課題の整理や今後の農地維持の在り方について協議した。現在、集落農家で行う農地保全維持活動について、今後も継続して実施できるような体制づくりや共通課題については集落間の連携による課題

解消に向けた協議を図る。

6. 5の方針を実現するための必要な取り組みに関する方針

(1) 農地の借り受けや貸付け等の意向

地区の中心経営体の新たな借り受け意向が確認された農地は10.5haであり、今後増加することが予想される遊休農地の防止に向け、農地の貸付が促進されるよう集落代表者や地権者、担い手間で継続した協議を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業について、集落及び農地所有者の理解を図りながら、理解を得られた集落及び農地所有者から中間管理権の設定に努める。また、中間管理権設定については、既に担い手が作業受託している又は近い将来担い手が作業受託する予定の農地から順に協議を進める。

(3) 基盤整備への取組方針

農道、用水路の老朽化対策、農地の土層改良、湿田改良、大区画化等により農業経営の効率化に向けた大規模整備が必要な際には、集落代表者は担い手の意見を参考にしながら要望を行う。

(4) 中山間地域等直接支払交付金の活用による営農環境整備の取り組み方針

農地法面の崩壊防止のため、担い手及び農家が連携しながら定期的な点検及び農地の維持管理を行う。定期的な水路清掃、草刈りにより、用排水路・農道等の管理を行う。

(5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

集落協定農用地への柵、ネット設置等の維持管理により鳥獣害防止対策を行う。

(6) 多面的機能支払交付金の活用による農地維持の取り組み方針

地域資源の基礎的な保全活動として、農用地、水路、農道の草刈りや適正管理、異常気象時の対応などの活動を行う。軽微な施設管理として、農道、用水路の適正管理のため、定期的な点検や補修作業を行う。農村環境保全活動として水質保全や景観形成の計画策定、啓発・普及を図る。